

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 25 日

各都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法御担当課（室）御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省環境再生・資源循環局資源循環課制度推進室

### 使用済自動車の再資源化等に関する法律における旧姓使用について（依頼）

平素より使用済自動車の適正処理の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等においては、これまでも旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の通称使用の拡大やその周知について、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、政府全体として取組が進められてきたところですが、この度、旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うことを周知いたしますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 別紙に記載のある規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄における旧姓使用について

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく申請等については、旧姓を記載することができるものである。

また、申請等を取り扱う場合の氏名欄の記載に当たっては、旧姓の使用が困難な特段の事情があるものを除き、併記（戸籍氏に加えて旧姓を記載すること。以下同じ。）ができることをウェブサイト上で申請者等に周知するなど、旧姓の通称使用の拡大に係る趣旨を踏まえた運用をお願いする。

#### 2 申請書等への併記について

旧姓を併記する場合は、旧姓を括弧書きで併記するなどの方法により記載するものと

する。

(例) 地球太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔地球〕太郎

### 3 旧姓の確認

上記1により対応を行う手続きにおいて、本人確認のため氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出させるなど、各申請等の実情に応じた方法により確認を行うこと。

以上

別記

| 法令の名称                            | 該当する申請等    | 条  | 項 | 号  | 氏名等の記載に関する該当条文の抜粋   |
|----------------------------------|------------|----|---|--|---|
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号） | 引取業者の登録の申請 | 43 | 1 | 1  | <p>前条第一項の登録を受けようとする者（以下「引取業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 （略）</p> <p>三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の氏名</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名。第五十四条第一項第四号において同じ。）</p> <p>五～六 （略）</p> |
|                                  |            |    |   | 3  |   |
|                                  |            |    |   | 4  |   |
|                                  |            |    |   |  |   |
| 引取業者に係る変更の届出                     | 46         | 1  |   | <p>引取業者は、第四十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>   |   |
| 引取業者の標識の掲示等                      | 50         | 1  |   | <p>引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> |   |
| フロン類回収業者の登録の申請                   | 54         | 1  | 1 | <p>登録を受けようとする者（以下「フロン類回収業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない</p>   |   |

|                  |    |   |             |  |
|------------------|----|---|-------------|--|
|                  |    |   |             | <p>い。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の名称及び所在地</p> <p>三 法人である場合においては、その役員の氏名</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所</p> <p>五～七 (略)</p>  |
| フロン類回収業者に係る変更の届出 | 57 | 1 |             | <p>フロン類回収業者は、第五十四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>   |
| フロン類回収業者の標識の掲示等  | 59 | 1 |             | <p>第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、フロン類回収業者について準用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項若しくは前条第二項」とあるのは「第五十三条第二項若しくは第五十九条において準用する第四十八条第二項」と、「第五十一条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。</p>   |
| 解体業の許可の申請        | 61 | 1 | 1<br>3<br>4 | <p>許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所</p> <p>四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表</p> |

|             |    |   |             |   |
|-------------|----|---|-------------|---|
|             |    |   |             | 者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第六十八条第一項第五号において同じ。）<br>五～六 （略）   |
| 解体業に係る変更の届出 | 63 | 1 |             | 解体業者は、第六十一条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  |
| 解体業の標識の掲示等  | 65 | 1 |             | 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。   |
| 破碎業の許可の申請   | 68 | 1 | 1<br>4<br>5 | 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「破碎業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。<br>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>二～三 （略）<br>四 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所<br>五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所<br>六～七 （略） |
| 破碎業に係る変更の届出 | 71 | 1 |             | 破碎業者は、第六十八条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。   |
| 破碎業の標識の掲示等  | 72 | 1 |             | 第六十四条から第六十六条までの規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第六十六条第二号中「第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは「第六十七条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」と、同条第三号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第一項第一号」と読み替えるものとする。   |

|  |  |    |             |  |
|--|--|----|-------------|--|
|  | 移動報告が行われていない業者に関する都道府県知事への報告           | 88 | 4<br>5<br>6 | <p>1～3 (略)</p> <p>4 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号（特定再資源化等物品にあつては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。）その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>5 情報管理センターは、第二項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>6 情報管理センターは、フロン類回収業者から第八十一条第五項の規定による報告を受けないとき、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類回収業者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。</p> |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七 | 解体業者が解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したことを証する書面の保存 | 11 | 1           | <p>1 法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書面は、法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体業者又は破砕業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成した書面であつて、次に掲げる事項を記載したものとする。</p> <p>一 当該解体業者又は破砕業者の氏名又は名称</p>  |

|    |                |    |   |   |   |
|----|----------------|----|---|---|---|
| 号) |                |    |   |   | <p>二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称</p> <p>三～四 (略)</p>   |
|    | 引取業者の登録の申請     | 46 | 1 |   | <p>引取業登録申請者は、様式第一による申請書に当該引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>   |
|    | 引取業者の変更の届出     | 48 | 1 | 1 | <p>法第四十六条第一項の規定により変更の届出をしようとする引取業者は、様式第二による届出書に当該引取業者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p>         |
|    | 引取業者の標識の掲示等    | 49 | 2 | 1 | <p>法第五十条の規定により引取業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、引取業者であることを示すものとする。</p> <p>2 法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 引取業者の氏名又は名称</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p>    |
|    | フロン類回収業者の登録の申請 | 50 | 1 |   | <p>フロン類回収業登録申請者は、様式第三による申請書に当該フロン類回収業登録申請者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p>                                       |
|    | フロン類回収業者の変更の届出 | 53 | 1 |   | <p>法第五十七条第一項の規定により変更の届出をしようとするフロン類回収業者は、様式第四による届出書に当該フロン類回収業者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> |

|                 |    |   |        |   |
|-----------------|----|---|--------|---|
| フロン類回収業者の標識の掲示等 | 54 | 2 | 1      | <p>法第五十九条において準用する法第五十条の規定によりフロン類回収業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、フロン類回収業者であることを示すものとする。</p> <p>2 法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 フロン類回収業者の氏名又は名称</p> <p>二～三 (略)</p>   |
| 解体業の許可の申請       | 55 | 4 | 4<br>5 | <p>解体業許可申請者は、様式第五による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第六十一条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所</p> <p>五 解体業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所</p> |
| 解体業の許可証の交付      | 56 | 1 |        | <p>都道府県知事は、法第六十条第一項の規定により解体業の許可をしたときは、様式第六による許可証を交付しなければならない。</p>   |
| 解体業に係る変更の届出     | 58 | 1 |        | <p>法第六十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする解体業者は、様式第七による届出書に当該解体業者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一～六 (略)</p>   |

|            |    |   |        |   |
|------------|----|---|--------|---|
|            |    |   |        | <p>七 解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>八～十一 (略)</p>  |
| 解体業者の標識の掲示 | 59 | 2 | 1      | <p>法第六十五条の規定により解体業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、解体業者であることを示すものとする。</p> <p>2 法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 解体業者の氏名又は名称</p> <p>二 解体業者の許可番号</p>   |
| 破砕業の許可の申請  | 60 | 4 | 5<br>6 | <p>破砕業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破砕業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に適合することを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第六十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 破砕業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 破砕業許可申請者が個人である場合において、令第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所</p> |
| 破砕業の許可証の交付 | 61 | 1 |        | <p>都道府県知事は、法第六十七条第一項の規定により破砕業の許可をしたとき、又は法第七十条第一項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九による許可証を交付しなければならない。</p>   |
| 破砕業の事業の    | 63 | 1 | 1      | <p>法第七十条第一項の規定により破砕業の事業の範</p>   |

|   |     |   |   |   |
|---|-----|---|---|---|
| 範囲の変更の許可の申請                                 |     |   |   | <p>困の変更の許可を受けようとする破砕業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二～七 （略）</p>  |
| 破砕業に係る変更の届出                                 | 64  | 1 |   | <p>法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破砕業者は、様式第十一による届出書に当該破砕業者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 破砕業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項のうち、名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があったとき 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>八～十一 （略）</p> |
| 破砕業者の標識の掲示                                  | 65  | 2 | 1 | <p>法第七十二条において準用する法第六十五条の規定により破砕業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであって、破砕業者であることを示すものとする。</p> <p>2 法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 破砕業者の氏名又は名称</p> <p>二～三 （略）</p> <p>3 （略）</p>  |
| 引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときの都道府県知事への報告 | 107 | 1 | 2 | <p>情報管理センターは、法第八十八条第四項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き取った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称</p>   |

|  |     |   |        |  |  |
|--|-----|---|--------|--|--|
|  |     |   |        |  | 及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地<br>三～五 (略) |
| 引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときの都道府県知事への報告 | 109 | 1 | 2<br>3 | 情報管理センターは、法第八十八条第四項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き取った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>一 (略)<br>二 当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地<br>三～五 (略) |  |
| フロン類回収業者から規定による報告を受けないとき等の都道府県知事への報告     | 111 | 1 | 1      | 情報管理センターは、法第八十八条第四項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き取った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>一 (略)<br>二 当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地<br>三～五 (略) |  |